

前橋市花き生産者支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている花き生産者の皆様に支援を行います。

交付対象者

以下のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 前橋市内に居住する個人事業主または前橋市内に事業所を置く法人であること。
- (2) 日本標準分類における「花き作農業」に該当する事業者であること。
- (3) 2019年分の花き販売額が15万円以上であること。
- (4) 本支援金の申請後も花き生産を続ける意思があること。
- (5) 前橋市商工関係小規模事業者集中支援金の交付を受けていない者、または受ける予定のないこと。

交付金額

1事業者（経営体）につき、一律5万円（1回限り）。

申請手続き

以下の書類を、7月31日（金）まで（当日消印有効）に前橋市役所農政課に持参していただくか郵送で提出してください（土日・祝日は除きます）。

※前橋市農協と取引のある生産者の方は、前橋市農協経由で提出することができます。（各営農センター及び各支所営農経済課）

- (1) 前橋市花き生産者支援金交付申請書兼請求書
- (2) 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証等の写し）
- (3) 2019年分の花き販売額がわかる書類（裏面「4添付書類」参照）
- (4) 振込先口座の通帳表紙裏面の写し ※申請人名義に限ります

※注意事項

- ①提出された書類は返却しません。
- ②申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還等を求める場合があります。
- ③要件を確認する上で必要である場合には、実地調査・報告・追加資料を求める場合があります。
- ④詳細については、要綱をご覧ください。
- ⑤なお、ご指定口座への入金を受付よりおおむね3週間後になります。後日通帳記帳にてご確認ください。

○お問い合わせ・申請先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

前橋市役所農政課 花き生産者支援金宛

電話：027-898-6704 027-898-6707